・主配管用弁類　１式
・ポンプ駆動設備　６台
・系統機器設備　１式
・監視操作制御設備　１式
・状態監視設備　１式
・電源設備　１式
・付帯設備　１式
・付属設備　１式
・点検　１式

⑺　その他

①　本工事は、入札時に企業の高度な技術力として「施工上配慮すべき事項」及び「維持管理に係るコストの低減」の提案を受け付け、価格以外の要素（企業の高度な技術力）と価格を総合的に評価して落札者を決定する「総合評価落札方式（標準型）」の工事である。

②　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づく分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

③　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。

④⑷　本工事は、「総価契約単価合意方式」の対象工事である。本工事では、契約変更等における協議の円滑化に資するため、契約締結後に、受発注者間の協議により総価契約の内訳としての単価等について合意するものとする。

⑻　本方式の実施方式としては、

㈠　単価個別合意方式（工事数量総括表の細別の単価（一式の場合は金額。㈡において同じ。）のそれぞれを算出した上で、当該単価について合意する方式）

㈡　包括的単価個別合意方式（工事数量総括表の細別の単価に請負代金比率を乗じて得た各金額について合意する方式）

があり、受注者が選択するものとする。ただし、受注者が単価個別合意方式を選択した場合において⑷の協議の開始の日から14日以内に協議が整わないときは、包括的単価個別合意方式を適用するものとする。

⑹　受注者は、「包括的単価個別合意方式」を選択したときは、契約締結後14日以内に、契約担当課が契約締結後に送付する「包括的単価個別合意方式希望書」に、必要事項を記載の上、当該契約担当課に提出するものとする。

⑽　その他本方式の実施手続は、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」（水資源機構ホームページの「入札・契約情報／契約に関する内部規程集」に記載）によるものとする。

⑤　本工事は、南摩揚水機場ポンプ設備の製作及び据付工事（以下「工事」という。）を行い、当該設備について引渡しを行った後、当該設備の点検を実施するまでの工事・点検一体型の試行工事で、工事に係る工事価格と点検に係る点検価格の総価により契約する。

⑥　入札、契約及び技術提案の詳細は、入札説明書による。

２　競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている単体有資格業者（以下「単体」という。）、経常建設共同企業体（以下「経常ＪＶ」という。）、事業協同組合又は次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和３年３月５日付け独立行政法人水資源機構理事長）に示すところにより、独立行政法人水資源機構理事長から「南摩揚水機場ポンプ設備工事」に係る特定ＪＶとしての競争参加者の資格（以下「特定ＪＶとしての資格」という。）の認定を受けている者であること。

⑴　建設工事有資格業者認定要領第２条の規定に該当しない者であること。

⑵　機構における令和３・４年度一般競争（指名競争）参加資格業者のうち機械設備工事の認定を受けており、かつ、物品製造等（役務の提供）の業種区分「建物若しくは工作物又は冷暖房設備、電気通信設備その他の設備の保守・点検管理」に登録していること。

ただし、本公告時に一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者についても、一般競争参加資格確認申請書及び一般競争参加資格確認資料（以下「確認申請書等」という。）を提出することができるが、競争に参加するには、開札時において、一般競争（指名競争）参加資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていること。

なお、本公告時に特定ＪＶとしての資格の認定を受けていない者についても、確認申請書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札時において、特定ＪＶとしての資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

⑶　会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、一般競争（指名競争）参加資格の再審査に係る再認定を受けていること。

⑷　経常ＪＶ及び事業協同組合又は特定ＪＶとして確認申請書等を提出した場合、その構成員は、単体又は他の特定ＪＶの構成員として確認申請書等を提出することはできない。

⑸　入札説明書に記載する条件を満たす施工実績を有すること。

⑹　入札説明書に記載する条件を満たす主任技術者又は監理技術者（以下「配置予定技術者」という。）を本工事に専任として配置できること。特定ＪＶによる申請の場合は、構成員ごとに配置予定技術者を専任で配置すること。

なお、点検のみの期間は、配置予定技術者及び現場代理人の配置を要しない。

⑺　確認申請書等の提出期限から開札の時までの期間に、機構から「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（以下「指名停止措置要領」という。）」に基づき、利根川水系及び荒川水系関連区域において指名停止を受けている期間中でないこと。ただし、指名停止措置要領別表第１の措置要件に該当することによる指名停止については、本工事への参加を認めることがある。この場合、当該指名停止の期間に応じて技術点を減点する。

⑻　特定ＪＶを結成して確認申請書等を提出した者の構成員の一部が指名停止措置を受けたことにより、残余の構成員が新たな特定ＪＶを結成して特定ＪＶの認定及び一般競争参加資格の確認申請を行う場合及び残余の構成員が単独で一般競争参加資格の確認申請を行う場合においては、令和３年４月20日までは特定ＪＶの認定及び一般競争参加資格確認申請を行うことができる。ただし、いずれの場合においても一度提出した技術提案書の内容を変えることはできない。また、５⑹に示す開札日までに特定ＪＶとしての認定及び競争参加資格の確認が終了せず、競争に参加できないことがある。

⑼　提出された技術提案（施工計画を含む）（以下「技術提案」という。）に関する提案内容が、入札説明書に示した別紙１－１、別紙１－２「技術提案書の作成にあたっての標準案・制約条件等」、別冊図面及び別冊仕様書等の内容（以下「標準案」という。）を満たしていること。

⑽　機構が発注した工事のうち、平成31年１月１日から令和２年12月31日までの２年間に元請けとして完成・引き渡された工事の実績がある場合においては、当該工種「機械設備工事」に係る工事成績評定表の評定点の年平均が２年連続で65点未満でないこと。

⑾　設備引渡し後の点検期間において、入札説明書に記載する要件を満たす点検管理技術者を配置できること。なお、点検管理技術者は、自らと雇用関係にある者でなければならない。

⑿　本工事に係る設計業務等の受注者（受注者が設計共同体である場合においては、当該設計共同体の各構成員をいう。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⒀　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）

⒁　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、機構発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。